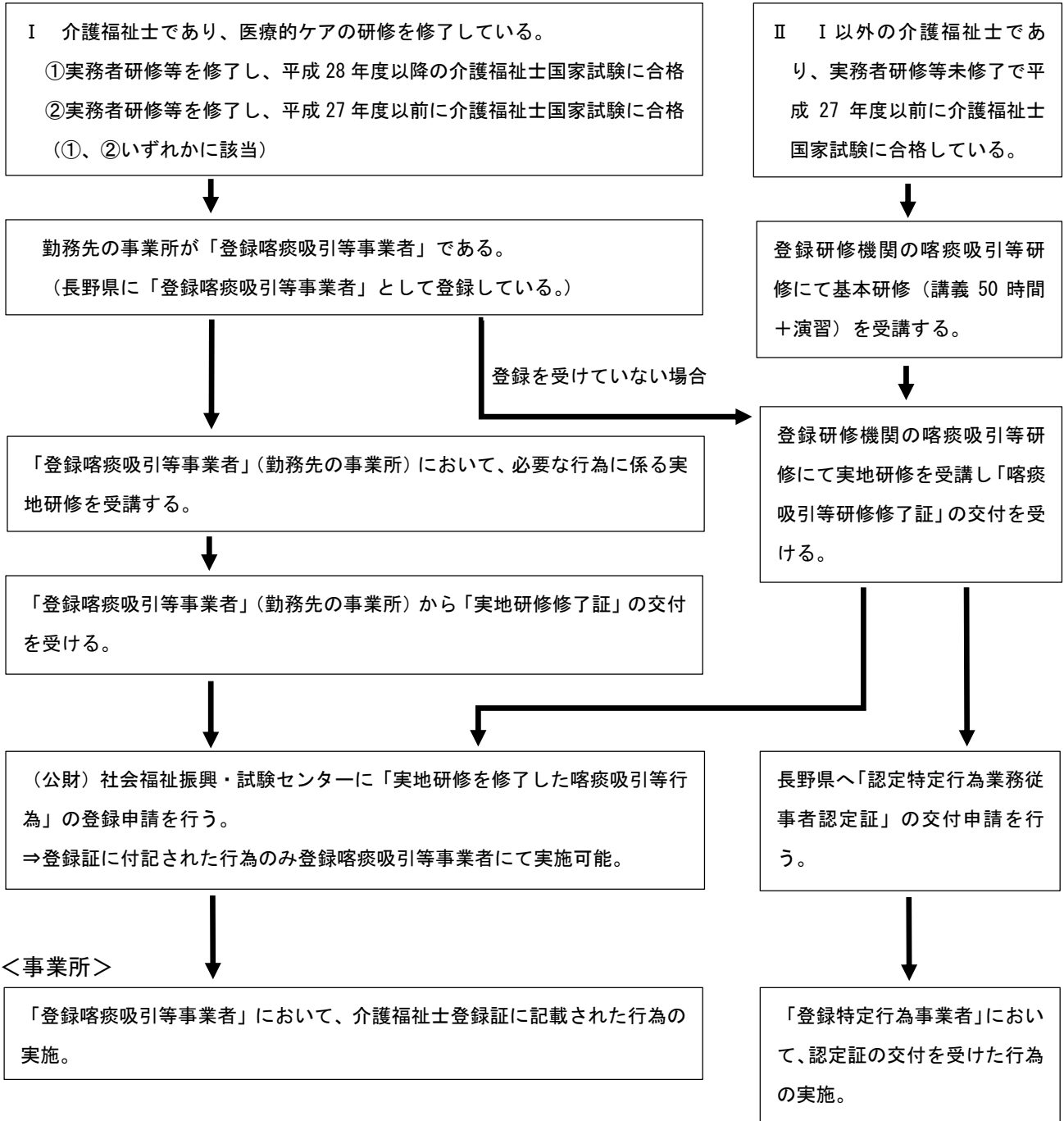


介護福祉士が事業所において喀痰吸引業務を行うまでの流れ

<介護福祉士>



※ 登録事業所は、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」により、喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿の変更を行う必要があります。

○ご注意ください。

以下の場合には登録の取り消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。

- ・実地研修が修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
- ・介護福祉士に対して、要件を満たさない実地研修を実施し、修了証を交付した場合
⇒登録事業者の登録取り消し等（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7）
- ・介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合
⇒介護福祉士等の信用失墜行為の禁止（同法第45条）